

日本遺産ロゴマーク使用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、日本遺産「神々と鬼たちが躍動する神話の世界 ～石見地域で伝承される神楽～」(以下「日本遺産」という。)について、文化庁が定める日本遺産ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の必要な事項を定めるものである。

（使用者）

第2条 次の各号に掲げる者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、ロゴマークを無償で使用することができる。

(1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関

(2) 石見観光振興協議会(以下「協議会」という。)及びその構成団体

2 前項に関わらず、以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、前項第2号の協議会に対し、事前に届け出た上で、ロゴマークを無償で使用することができる。

(1) 日本遺産の構成文化財の所有者・管理者、ストーリー域内の団体・企業・個人

(2) その他、協議会が必要と認める者

3 次に該当する場合はロゴマークの使用ができない。

(1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結びつけて使用する場合

(2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合

(3) 不当不利益をあげることを目的とするような使用となる場合

(4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合

(5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場
合

(6) ロゴマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがある
と認められる場合

(7) ロゴマークを改変して使用した場合

(8) その他、協議会が不適切と判断する場合

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ「日本遺産ロゴマーク使用申請書」(様式第1号)(以下「使用申請書」という。)を石見観光振興協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の使用申請書には、ロゴマークの使用イメージがわかる見本、原稿その他、会長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用の承認)

第4条 会長は、使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用方法)

第5条 ロゴマークの使用については、文化庁が定める「日本遺産（Japan Heritage）」ロゴマークの使用マニュアル」による。

(承認の取消し)

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、製作物等の回収を求めることができる。

- (1) 使用申請書の記載内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 使用承認に附した条件に違反した場合
- (3) この要綱に違反した場合
- (4) その他、会長が不適切と判断した場合

(使用者の責任)

第7条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

2 使用者は、製作物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク使用に際し、故意又は過失により、協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事務)

第8条 この要綱に関する事務は、協議会事務局（島根県西部県民センター商工観光部）が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から運用する。